

答申第145号
平成27年12月25日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門 殿

徳島県情報公開審査会
会 長 大 道 晋

行政不服審査法の全部改正に伴い徳島県情報公開条例の
規定を整備することについて（答申）

平成27年9月25日監第131号で諮問のありましたこのことについて、別
紙のとおり答申します。

(別 紙)

第1 不服申立て (第20条の2～第22条)

徳島県情報公開制度に係る審査請求は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項ただし書による「条例に基づく処分について条例に特別の定めがある場合」に該当するものとして、審理員による審理手続の規定を適用しないとすることが適当である。

また、「公開請求に係る不作為に係る審査請求」を徳島県情報公開審査会への諮問の対象とすることが適当である。

【理 由】

平成26年に行政不服審査法が抜本的に改正されたことに伴い、行政不服審査法による不服申立手続に依拠している徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）も改正を行う必要がある。

行政不服審査法の改正は、公正性の向上、使いやすさの向上（簡易迅速）及び国民の救済手続の充実・拡大の3つの観点に基づいて行われたものである。そのうち「公正性の向上」の観点から、次の手続が導入された。

- ① 審査請求（従来 of 異議申立てをなくし審査請求に一元化）の審理において、職員のうち処分に関与しない者（審理員）が審理関係人（審査請求人、参加人及び処分庁等）の主張を公正に審理する「審理員による審理手続」
- ② 裁決について、有識者からなる第三者機関が第三者の視点で審査庁の判断の妥当性をチェックすることにより裁決の公正性を向上させる「行政不服審査会（地方公共団体においては附属機関）の設置」

1 審理員による審理手続の規定の適用除外について

(1) 行政不服審査法第9条第1項ただし書において、「条例に基づく処分について条例に特別の定めがある場合」には、審理員による審理手続の規定を適用しないことができる旨が定められている。

国の情報公開制度においては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「行政機関情報公開法」という。）第18条第1項により審理員による審理手続の規定を適用しないものとし、また、「行政不服審査会」への諮問の規定を適用せず、「情報公開・個人情報保護審査会」へ諮問するものとしている。

このことから、本県としても、国の情報公開制度の例にならい、審理員による審理手続の規定を適用しないとすべきかどうか以下検討する。

(2) 国の情報公開制度において審理員による審理手続や行政不服審査会への諮問の規定を適用除外としている理由は、情報公開制度に係る審査請求につい

て、インカメラ審理やヴォーン・インデックス等により情報公開・個人情報保護審査会が実質的な審理を実施しており、公正性が確保されているからである。

- (3) 本県においては、情報公開制度に係る審査請求がなされた場合、国の情報公開・個人情報保護審査会と同様に、外部有識者で構成される徳島県情報公開審査会（以下「審査会」という。）において、インカメラ審理やヴォーン・インデックス等により公正かつ実質的な調査審議を行っている（条例第24条）。また、審査会が出した答申は、条例解釈に係る中立の第三者機関による判断を示すものという側面から一般に公表し、その公正性及び透明性を確保している（条例第27条）。さらに、審査会からの答申を受けた審査庁は、答申を最大限尊重して審査請求に対する裁決を行っている。

このように第三者機関である審査会の関与によって審理手続が制度上も運用上も公正性を十分に確保されていることから、本県においても、新たに審理員による審理手続を導入する必要性は認められない。

ただし、審理員による審理手続の規定を適用しない場合において、行政不服審査法第9条第3項の規定により、審査庁が実施することとなる審理手続は適用されるものである。

- (4) 以上のことから、審理員による審理手続の規定を適用しないことが適当である。

2 「公開請求に係る不作為に係る審査請求」を審査会の諮問の対象とすることについて

- (1) 行政不服審査法においては、改正前から不作為についての審査請求を認めてきたところである。

国の情報公開制度においては、行政機関情報公開法第19条第1項により「開示請求に係る不作為に係る審査請求」を情報公開・個人情報保護審査会の諮問の対象として新たに追加している。

このことから、本県としても、国の情報公開制度の例にならい、「公開請求に係る不作為に係る審査請求」を審査会の諮問の対象とするべきかどうか以下検討する。

- (2) 国の情報公開制度において、「開示請求に係る不作為に係る審査請求」を情報公開・個人情報保護審査会の諮問の対象としている理由は、これらの不作為に係る審査請求について、行政不服審査法の審理手続の適用を除外せず、情報公開・個人情報保護審査会の諮問の対象としないこととなると、同じ行政機関情報公開法に係る開示請求等であっても処分に係る審査請求と不作為

に係る審査請求とで審理手続が異なることになり、整合性が図られないからである。

- (3) 本県においても、「公開請求に係る不作為に係る審査請求」を審査会の諮問の対象としていなかったが、国の情報公開・個人情報保護審査会と同じ理由により、審査会の諮問の対象とする必要がある。

なお、不作為に係る審査請求をすることができる時期については、行政不服審査法第3条の「相当の期間」経過後であるが、その「相当の期間」とは、社会通念上、当該申請に基づく処分をなすのに通常必要とする期間であると解されている。条例第13条に規定する公開決定等の期限である「15日以内」が、原則としてはこの「相当の期間」にあてはまると考えられるが、請求された情報の量や公開等の判断の難易度により、処分をなすのに必要な期間は、一律に決められるものではない。したがって、不作為に係る審査請求をすることができる時期についても、一律に「請求後何日目から」というように定めることは適当ではなく、審査請求の権利行使をできる限り広く認め、審査庁は審査請求ごとに個別具体的に「相当の期間」の判断を行うのが、行政不服審査法の法の趣旨に合致するものと考えられる。

第2 審査会に提出された書類の閲覧等

審査請求人等（審査請求人，参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。）又は諮問庁をいう。以下同じ。）の閲覧等については，意見書又は資料を審査会に提出した審査請求人等以外の審査請求人等に当該意見書又は資料を送付するとともに，審査請求人等は，審査会に対して当該意見書又は資料の閲覧を求めることができることとするのが適当である。

【理由】

(1) 行政不服審査法第78条第1項において，審査請求人等は，行政不服審査会に対し，同審査会に提出された主張書面若しくは資料の閲覧又は当該主張書面若しくは当該資料の写し等の交付を求めることができる旨規定している。

この規定も，公正性の向上という行政不服審査法の改正の観点から導入されたものであり，従来，審査庁に対する閲覧請求のみ認められていた審査請求人等の権利を拡充して手続の透明性を確保している。

また，同条第3項において，交付の場合に「実費の範囲内で手数料」を納めさせることとし，同条第4項において，行政不服審査会が「経済的困難その他特別の理由があると認めるとき」は，手数料の減免をすることができる規定されている。

国の情報公開・個人情報保護審査会設置法（平成15年法律第60号。以下「審査会設置法」という。）第13条第1項においては，情報公開・個人情報保護審査会に提出された意見書又は資料の写しを当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付する旨規定するとともに，同条第2項において，審査請求人等は，情報公開・個人情報保護審査会に対し，同審査会に提出された意見書又は資料の閲覧を求めることができる旨規定している。

このことから，本県としては，審査会に提出された意見書又は資料を，行政不服審査会の例にならない閲覧及び交付を認めることとするのか，国の情報公開・個人情報保護審査会に例にならない送付及び閲覧を認めることとするのか以下検討する。

(2) 国の情報公開・個人情報保護審査会における送付及び閲覧の制度は，「送付」は無料であり，手数料を伴う「交付」よりも国民へのサービスが高いことから，行政不服審査法の取扱いに合わせることなく独自の定めをしたものである。

(3) 本県においても，「交付及び閲覧」ではなく，さらにサービスが高い「送

付及び閲覧」を認めることが、公正性の観点からも県民の利便性の向上の観点からも適当である。

第3 審査会委員の守秘義務違反に係る罰則規定（第37条）

審査会委員の守秘義務違反の罰則について、罰金の上限額を「50万円」に引き上げることが適当である。

【理由】

(1) 行政不服審査法第87条において、行政不服審査会の委員が守秘義務（同法第69条第8項）に違反した場合の罰則として「1年以下の懲役又は50万円以下の罰金」と規定されている。なお、本県に設置する行政不服審査会の委員についてもこの規定と同様の罰則規定を設けることとしている。

国の審査会設置法第18条においても、情報公開・個人情報保護審査会の委員が守秘義務（審査会設置法第4条第8項）に違反した場合の罰則として「1年以下の懲役又は50万円以下の罰金」と規定されている。

本県においては、条例第37条において、「第23条第7項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は3万円以下の罰金に処する。」と規定しており、平成13年の条例の全部改正以来改正を行っていないため、罰則の上限を見直すべきかどうか以下検討する。

(2) 条例第37条の罰則の上限については、条例の全部改正時に、人事委員会の委員、収用委員会の委員など他の特別職の委員に対する罰則規定等を参考にして定められている。

人事委員会の委員については、同様の罰則が地方公務員法（昭和25年法律第261号）第60条第2号において「1年以下の懲役又は3万円以下の罰金」が規定されているが、平成26年の法改正により平成28年4月1日からは「1年以下の懲役又は50万円以下の罰金」に改められることとなった。

また、収用委員会の委員については、土地収用法（昭和20年法律第219号）第141条第2号において、平成13年の改正時から「1年以下の懲役又は50万円以下の罰金」と規定されている。

(3) 特別職の委員の中には、労働委員会の委員のように「1年以下の懲役又は30万円以下の罰金」（労働組合法（昭和24年法律第174号）第29条）と定められているものや、介護保険審査会の委員のように「1年以下の懲役又は100万円以下の罰金」（介護保険法（平成9年法律第123号）第205条第1項）と定められているものもあり、罰則の上限は、必ずしも一律ではない。

しかしながら、本県の審査会の性格に照らして勘案すると、

- ① 情報公開制度における第三者機関の側面からは、情報公開・個人情報保護審査会がもっともよく似た性格の機関であり、
- ② 審査請求に対する諮問機関の側面からは、行政不服審査会もよく似た性格の機関である。

したがって、審査会設置法及び行政不服審査法を軸として、地方公務員法及び土地収用法を参考に罰則を定めることが妥当であると考えます。

- (4) 以上のことから、審査会委員の守秘義務違反の罰則について、罰金の上限額を「50万円」に引き上げることが適当である。

徳島県情報公開審査会審議経過

回	開催年月日	内容
第130回	平成27年10月 1日	諮問 審議
第131回	11月25日	審議
第132回	12月25日	審議

徳島県情報公開審査会委員名簿

氏名	職業等	備考
上原 克之	徳島大学大学院 ソシオ・アーツ・アンド・サイエンス研究部 准教授	会長職務代理者
大道 晋	弁護士	会長
喜多 三佳	四国大学 経営情報学部 教授	
益田 歩美	弁護士	
真鍋 恵美子	公認会計士，税理士	

(五十音順)